

# 第9章 開発許可関係条例規集

## 1 厚木市開発許可等基準条例

平成17年12月27日  
厚木市条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）の規定に基づき、開発許可等の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 線引き 区域区分に関する都市計画が決定されたこと又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張されたことをいう。
- (2) 専用住宅 一戸建ての住宅であって、居住以外の用に供する部分がないものをいう。
- (3) 兼用住宅 一戸建ての住宅であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(い)項第2号に規定するものをいう。
- (4) 予定建築物 開発区域内において予定される建築物をいう。

(法第33条第3項の規定による技術的細目に定められた制限の強化)

第3条 法第33条第3項の規定により条例で定める政令第25条第6号及び第7号に規定する技術的細目に定められた制限の強化は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあっては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の4パーセント以上の公園、緑地又は広場（予定建築物の用途が主として住宅である場合は、公園）が設けられていること。この場合において、設けられる公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積の最低限度は、120平方メートルとする。
- (2) 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の4パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

(法第33条第4項の規定による敷地面積の最低限度)

第4条 法第33条第4項の規定により条例で定める予定建築物の敷地面積の最低限度は、市街化区域内において行われる予定建築物の用途が住宅である開発行為に限り、100平方メートルとする。ただし、法第12条の4第1項各号に掲げる計画及び建築基準法第4章に定める建築協定において予定建築物の敷地面積の最低限度が定められているときは、この限りでない。

(法第34条第12号の規定による開発許可の基準)

第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として条例で定めるものは、次に掲げるもの（政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。次条において同じ。）における開発行為を除く。）とする。

- (1) 市街化調整区域内において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から土地を所有する者（当該線引きの際に当該市街化調整区域内の土地を所有していた者の直系血族であって、当該線引きの日以後に当該土地を相続又は贈与により承継した者（以下「承継者」という。）を含む。）のうち、次に掲げる者（以下「農家等に属する土地所有者」という。）の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する

親族をいい、農家等に属する土地所有者と住居及び生計を一にしたことがある者に限る。)が、当該市街化調整区域内において自己の居住の用に供する住宅を新たに必要とするやむを得ない理由があり、当該市街化調整区域内の土地(当該農家等に属する土地所有者が当該市街化調整区域に係る線引きの日前から所有するもの(承継者にあっては、承継したもの)に限る。以下「対象土地」という。)のうち集落内又は集落に近接する区域内にあるものにおいて、自己の居住の用に供する専用住宅(敷地面積が150平方メートル以上400平方メートル以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下であるものに限る。)を建築することを目的として行う開発行為

ア 農家(農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第3項に規定する農家をいう。)に属する者

イ 線引きの日前から当該市街化調整区域内に居住している者(承継者にあっては、承継後に当該市街化調整区域内に居住している者)

(2) 前号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者(以下「農家等を離れた者」という。)と住居及び生計を一にしたことがある者(農家等に属する土地所有者の2親等内の直系血族に限る。)が、当該市街化調整区域内において自己の居住の用に供する住宅を新たに必要とするやむを得ない理由があり、対象土地(当該農家等を離れた者が承継したものに限る。)のうち集落内又は集落に近接する区域内にあるものにおいて、自己の居住の用に供する専用住宅(敷地面積が150平方メートル以上400平方メートル以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下であるものに限る。)を建築することを目的として行う開発行為

(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げる事業の施行に伴い、当該事業を施行する者(以下「事業施行者」という。)の要請に基づき、建築物(専用住宅若しくは兼用住宅(以下「専用住宅等」という。)、長屋若しくは共同住宅(以下「長屋等」という。)又は地区集会所(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体の集会の用に供する建築物をいう。以下同じ。)に限る。)を移転し、又は除却して当該建築物と同一の用途の建築物を建築する必要がある場合(移転し、又は除却する建築物(以下「対象建築物」という。)の敷地(以下「対象敷地」という。)が市街化区域内にあるときには、市街化区域内の土地に建築物を建築することにより、経済活動又は社会生活における利益又は利便を著しく損なうことになると認められるときに限る。)に、対象敷地と一体的な日常生活圏を形成していると認められる区域内の土地(対象敷地が本市又は本市に隣接する市町村にある場合を除き、当該土地に建築物を建築することがやむを得ないと認められるものに限る。)であって、事業施行者があっせんしたものにおいて、次のいずれかに該当する建築物(当該建築物が専用住宅等(敷地面積が300平方メートル以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下であるものに限る。)である場合を除き、敷地面積及び延べ面積が対象敷地及び対象建築物と同程度のものに限る。)を建築することを目的として行う開発行為

ア 専用住宅であって、次のいずれにも該当するもの

(ア) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。

(イ) 最高の高さが10メートル以下であること。

(ウ) 予定戸数が2以上である場合は、開発区域の面積が1,000平方メートル未満であること。

イ 兼用住宅又は地区集会所であって、次のいずれにも該当するもの

(ア) 敷地が幅員4メートル以上の道路に接していること。

(イ) 延べ面積が500平方メートル以下であること。

(ウ) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。

- (エ) 最高の高さが 10 メートル以下であること。
  - ウ 長屋等であって、次のいずれにも該当するもの
    - (ア) 敷地が幅員 4 メートル以上の道路に接していること。
    - (イ) 延べ面積が 500 平方メートル以下であること。
    - (ウ) 階数が 3 以下であり、かつ、地階を有しないこと。
    - (エ) 最高の高さが 10 メートル以下であること。
    - (オ) 予定戸数が対象建築物の戸数以下であること。
- (4) 専用住宅等であって、当該専用住宅等の敷地のある市街化調整区域に係る線引きの日前からあるもの又は当該線引きの日以後に法第 3 章第 1 節の規定による許可を受けて建築されたものを増築し、又は改築する目的で行う開発行為。ただし、予定建築物が次のいずれにも該当するものに限る。
  - ア 用途が、増築し、又は改築する前の建築物と同じ用途であること。
  - イ 延べ面積が 200 平方メートル以下であること。
  - ウ 敷地面積の増加を伴わないものであること。ただし、自己の居住の用に供するものにあっては、増加後の敷地面積が 300 平方メートル未満（第 1 号又は第 2 号に定める基準に該当して許可を受けた者が建築した専用住宅（第 1 号又は第 2 号に規定する予定建築物の要件に該当するものとして法第 43 条第 1 項の規定による許可を受けた者が建築したものを含む。）であって、増加に係る土地が第 1 号又は第 2 号に規定する要件に該当する土地である場合は、400 平方メートル以下）である場合は、この限りでない。
- (5) 次のいずれかに該当する地域内にある土地であって、当該土地のある市街化調整区域に係る線引きの日前から宅地であることが明らかであると認められるものにおいて、自己の居住の用に供する専用住宅又は開発区域の面積が 1,000 平方メートル未満である専用住宅を建築することを目的として行う開発行為。ただし、区画の変更を伴うものにあっては、予定建築物の敷地面積が 150 平方メートル以上でなければならない。
  - ア 半径 100 メートルの円内においておおむね 100（市街化区域に近接する地域にあっては、おおむね 50）以上の建築物がある地域
  - イ おおむね 100（市街化区域に近接する地域にあっては、おおむね 50）以上の建築物が、敷地相互間の間隔が 50 メートル（開発行為を行おうとする土地と当該土地に最も近い建築物の敷地との間隔にあっては、25 メートル）以内で連たんする地域

（政令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定による法第 43 条第 1 項に規定する許可の基準）

第 6 条 政令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定により、建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物として条例で定めるものは、次に掲げる建築物（政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域における建築物を除く。）とする。

- (1) 前条各号に規定する予定建築物の要件に該当する建築物
- (2) 当該市街化調整区域に係る線引きの日以後に法第 29 条第 1 項第 2 号に該当するものとして建築された農業、林業若しくは漁業を営む者の居住の用に供する専用住宅又は前条第 1 号若しくは第 2 号に該当するものとして許可を受けて建築された専用住宅の用途に供する建築物を、その用途を変更して使用者を特定しない専用住宅の用途に供する建築物とするもので、規則で定める要件に該当するもの

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
(都市計画法施行令第 31 条ただし書の規定に基づき都市計画法第 34 条第 10 号イの開発区域の面積を定める条例の廃止)
- 2 都市計画法施行令第 31 条ただし書の規定に基づき都市計画法第 34 条第 10 号イの開発区域の面積を定める条例（平成 15 年厚木市条例第 7 号）は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行前に法第 34 条第 10 号ロに該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者（以下「開発許可により建築した者」という。）の当該許可に係る開発行為が第 5 条第 1 号に定める基準に該当する場合における同条第 2 号の規定の適用については、当該開発許可により建築した者は、同条第 1 号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者とみなす。
- 4 開発許可により建築した者の当該許可に係る開発行為が第 5 条第 1 号又は第 2 号に定める基準に該当する場合における同条第 4 号ウただし書の規定の適用については、当該開発許可により建築した者は、同条第 1 号又は第 2 号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者とみなす。
- 5 この条例の施行前に政令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者（以下「建築許可により建築した者」という。）の当該許可に係る建築物（新築のものに限る。次項において同じ。）が第 5 条第 1 号に規定する予定建築物の要件に該当する場合における同条第 2 号の規定の適用については、当該建築許可により建築した者は、同条第 1 号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者とみなす。
- 6 建築許可により建築した者の当該許可に係る建築物が第 5 条第 1 号又は第 2 号に規定する予定建築物の要件に該当する場合における同条第 4 号ウただし書の規定の適用については、当該建築許可により建築した者は、同条第 1 号又は第 2 号に該当するものとして許可を受けて専用住宅を建築した者とみなす。
- 7 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号。以下「一部改正法」という。）による改正前の法第 43 条第 1 項第 6 号ロの規定（一部改正法附則第 6 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）により確認を受けて建築された建築物に対する第 5 条第 4 号の規定の適用については、当該建築物は、法第 3 章第 1 節の規定による許可を受けて建築されたものとみなす。
- 8 この条例の施行前に法第 29 条第 1 項の規定による許可の申請のあった開発行為については、なお従前の例による。

## 附 則

この条例は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市開発許可等基準条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項及び第 43 条第 1 項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市開発許可等基準条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の許可申請について適用し、同日前にされた同項の許可申請については、なお従前の例による。

## 2 厚木市開発許可等取扱規則

平成14年3月31日  
厚木市規則第11号

### (趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく開発許可等の手続、基準等については、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）及び厚木市開発許可等基準条例（平成17年厚木市条例第36号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (開発行為許可申請書の添付図書)

第2条 法第30条第1項に規定する申請書には、同条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（以下「自己居住用開発行為」という。）である場合（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要するものである場合を除く。）には第7号及び第8号に掲げる図書、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（以下「自己業務用開発行為」という。）のうち開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するものである場合を除く。）には第3号、第7号及び第8号に掲げる図書、その他の開発行為である場合には第3号に掲げる図書を添付することを要しない。

- (1) 開発区域の土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (2) 開発区域が明示されている土地の公図の写し
- (3) 設計概要書
- (4) 実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図
- (5) 求積図
- (6) 土地利用面積表
- (7) 申請者の資力及び信用に関する申告書
- (8) 工事施行者の能力に関する申告書
- (9) その他市長が必要と認める図書

### (設計説明書)

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書、従前の公共施設一覧表、新設する公共施設一覧表及び付替えに係る公共施設一覧表とする。

### (開発行為の施行等の同意書等)

第4条 省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類は、開発行為の施行等の同意書、印鑑登録証明書及び開発区域内権利者一覧表とする。

### (設計者の資格に関する申告書)

第5条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書とする。

### (既存の権利者の届出書)

第6条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利者の届出書により行うものとする。

### (開発行為の許可又は不許可の通知)

第7条 法第35条第2項の規定による許可又は不許可の通知は、開発行為許可（不許可）通知書により行うものとする。

(開発行為変更許可申請書等)

第8条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書とする。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第2条各号に掲げる図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更となるもの
- (2) その他市長が必要と認める図書

3 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の許可又は不許可の通知は、開発行為変更許可（不許可）通知書により行うものとする。

(開発行為変更届出書)

第9条 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 省令第28条の4第1号に規定する予定建築物等の敷地の形状の変更にあっては、その内容が明示された図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

(開発行為の軽微な修正届出書)

第10条 法第29条の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者は、省令第28条の4に規定する開発行為以外の開発行為に係る軽微な変更が生じたときは、開発行為の軽微な修正届出書に次に掲げる図書を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 変更の前後が対照できる図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

(建築制限解除の承認申請書等)

第11条 法第37条第1号の規定により承認を受けようとする者は、建築制限解除承認申請書に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 概要説明書
- (2) 当該申請に係る建築物等の位置を明示した土地利用計画図
- (3) 開発区域の区域図
- (4) 建築物等平面図
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、承認又は不承認の決定をするときは、建築制限解除承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

(工事着手届出書)

第12条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、直ちに工事着手届出書により市長に届け出なければならない。

(工事完了届出書等の添付図書)

第13条 省令第29条に規定する工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の位置図及び区域図
- (2) 工事完了図（工事完了届出書を提出する場合に限る。）
- (3) 公共施設工事完了図（公共施設工事完了届出書を提出する場合に限る。）
- (4) 土地求積図
- (5) 開発区域が明示されている土地の公図の写し
- (6) 開発区域内の土地の地番目録
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項の工事完了図及び公共施設工事完了図は、別表第1に定めるところにより作成したものでなければならない。

(工事完了公告の方法)

第14条 法第36条第3項に規定する工事の完了の公告は、厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号）の定めるところにより行うものとする。

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書)

第15条 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した図書
- (2) 廃止時における当該開発区域の土地の現況図
- (3) その他市長が必要と認める図書

(市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書等)

第16条 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物等概要書
- (2) 付近見取図
- (3) 敷地現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 建築物平面図
- (6) 建築物立面図
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、許可又は不許可の決定をするときは、建築物特例許可（不許可）通知書により申請者に通知するものとする。

(予定建築物等以外の建築等の許可申請書等)

第17条 法第42条第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書に前条第1項各号に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、許可又は不許可の決定をするときは、予定建築物等以外の建築等許可（不許可）通知書により申請者に通知するものとする。

(建築物の新築等の許可申請書の添付図書)

第18条 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定する図面のほか、第16条第1項第1号、第4号から第6号までに掲げる図書及び次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 敷地に係る土地の登記事項証明書
- (2) 敷地に係る土地の公図の写し
- (3) その他市長が必要と認める図書

(建築物の新築等の許可等の通知)

第19条 市長は、法第43条第1項の規定による許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をするときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可（不許可）通知書により申請者に通知するものとする。

(許可に基づく地位の承継の届出書)

第20条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、遅滞なく地位承継届出書に当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添付して市長に届け出なければな

らない。

(許可に基づく地位の承継の承認申請書等)

第21条 法第45条の規定により承認を受けようとする者は、開発許可承継承認申請書に次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書
- (2) 権原を取得したことを証する書類
- (3) 工事の施行状況に関する図書
- (4) 開発区域の区域図
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、承認又は不承認の決定をするときは、開発許可承継承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

(開発登録簿)

第22条 省令第36条第1項に規定する調書は、開発登録簿とする。

(工事の施行状況の報告書)

第23条 開発許可又は法35条の2第1項の許可を受けた開発行為並びに法35条の2第3項に規定する届出及び第10条に規定する軽微な修正の届出に係る開発行為に関する工事の施行者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、速やかに別表第2の左欄に掲げる工事の種類に応じ、当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の工事施行者は、別表第2に掲げる工事のうち、市長が指定するものについては、その指定した工程に達する日の3日前までにその工程に達する旨を指定工事の施行状況届出書により市長に届け出なければならない。

(取下げ届出書)

第24条 法第29条第1項、第42条第1項ただし書及び第43条第1項に規定する許可申請書を取り下げようとする者は、取下げ届出書により市長に届け出なければならない。

(開発許可済等の標識の掲示)

第25条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る開発区域が接する主要な道路付近その他の当該開発区域の見やすい場所に、開発許可済の標識（第1号様式）を次に掲げる間掲示しておかなければならない。

- (1) 自己居住用開発行為及び自己業務用開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）工事完了公告までの間
- (2) 他の開発行為 工事完了公告後3箇月までの間

2 法第43条第1項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る敷地が接する主要な道路付近その他の当該敷地の見やすい場所に、建築等許可済の標識（第2号様式）を当該許可に係る工事が完了するまでの間掲示しておかなければならない。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書等)

第26条 省令第60条に規定する書面の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 建築確認申請書の写し
- (2) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書の提出があったときは、適當と認めるものにあっては開発行為又は建築等に関する証明書により、不適當と認めるものにあっては開発行為又は建築等に関する不適合通知書により申請者に通知するものとする。

(身分証明書の様式)

第27条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第3号様式とする。

(開発許可申請書等の提出部数)

第28条 法、政令及び省令並びにこの規則により市長に提出する申請書等及びこれらの添付図書の提出部数は、申請書及びその添付図書の提出にあっては正本及び副本各1部とし、届出書及びその添付図書の提出にあっては市長が指定した部数とする。

(農家等住宅及び分家住宅の用途変更に係る要件)

第29条 条例第6条第2号に規定する規則で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第43条第1項の規定による用途の変更の申請に係る住宅が存する市街化調整区域に係る線引き（条例第2条第1号に規定する線引きをいう。）の日以後に法第29条第1項第2号に該当するものとして建築された農業、林業若しくは漁業を営む者の居住の用に供する専用住宅（以下「農家等住宅」という。）の建築主（当該農家等住宅を相続した者を含む。）又は条例第5条第1号若しくは第2号に該当するものとして許可を受けて建築された専用住宅（以下「分家住宅」という。）に係る法第29条第1項、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の許可を得た者（当該分家住宅を相続した者を含む。）（以下これらを「建築主等」という。）が用途の変更を申請する場合であって、次に掲げるいずれの要件にも該当するとき。

ア 建築主等が当該申請に係る住宅に現に居住していること（現に居住していない場合にあっては、居住していないことにつきやむを得ない事由があること。）。

イ 次のいずれかに該当すること。

（ア）当該申請に係る住宅が建築から20年以上経過し、かつ、建築主等が当該申請に係る住宅に10年以上居住したことがあること。

（イ）建築主等に農業、林業又は漁業を営む者の要件に該当しなくなったことその他の当該申請をすることにつきやむを得ない事由があること。

(2) 建築主等に該当しない者が用途の変更を申請する場合（次号の場合を除く。）であって、次に掲げるいずれの要件にも該当するとき。

ア 当該申請をする者が用途の変更後の専用住宅に居住する者であること。

イ 当該申請に係る住宅が建築から20年間以上経過し、かつ、建築主等が当該申請に係る住宅に10年間以上居住したことがあること。

ウ 当該申請をする者（その者の世帯構成員を含む。）が当該申請に係る住宅及び敷地以外に自己の居住の用に供するに適当な住宅又は住宅が建築可能な土地を所有していないこと。

(3) 建築主等に該当しない者で当該申請に係る住宅に現に居住しているものが用途の変更を申請する場合であって、次に掲げるいずれの要件にも該当するとき。

ア 当該申請に係る住宅が平成11年4月1日以前に建築されていること。

イ 当該申請をする者が当該申請に係る住宅に5年間以上継続して居住していること。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、法、政令、省令及び条例に基づく開発行為等の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第13条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
工事完了図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	500分の1以上
公共施設工事完了図	当該公共施設の位置及び形状	500分の1以上

別表第2（第23条関係）

工事の種類	報告事項
表土の保全工事	保全の状況
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋の状況 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺の状況
切土又は盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 切土又は盛土をする場合における排水施設の状況 3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置 4 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
道路工事	道路を舗装する場合における舗装工事開始前の道路の状況
貯水施設工事	1 根切りを完了したときの状況 2 底版又は床版の配筋の状況
その他市長が指定する工事	市長が必要と認め、指定する工程の状況

第1号様式（第25条関係）

都市計画法による開発許可済の標識	
許可年月日及び番号	年月日厚木市指令（開審）第号
許可した者	
許可を受けた者の住所及び氏名	
工事施行者の住所及び氏名	電話（）－
開発区域に含まれる地域の名称	厚木市
予定建築物の用途	
工事監理者の氏名	
工事予定期間	年月日から 年月日まで
検査済証の交付年月日	年月日
備考 この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、 ある開発登録簿を御覧ください。	

第2号様式（第25条関係）

都市計画法による建築等許可済の標識	
許可年月日及び番号	年月日厚木市指令（開審）第号
許可した者	
許可を受けた者の住所及び氏名	
工事施行者の住所及び氏名	電話（）－
建築（建設）に係る土地の所在	厚木市
建築物等の用途	

(表)

第 号	身 分 証 明 書
所 属	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
年 月 日	
	厚 木 市 長 印

(裏)

都市計画法（抜粋）

(立入検査)

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 3 厚木市開発許可等事務処理要綱

#### (趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）及び厚木市開発許可等取扱規則（平成14年厚木市規則第11号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、開発許可に係る事務処理に必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

#### (事前調整)

第2条 市長は、法第29条第1項に規定する開発行為の許可（以下「開発許可」という。）等を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）からその開発行為に関する計画の概要その他開発許可等を受けるのに必要な事項について、あらかじめ調整を受けるものとする。

2 前項の規定による事前調整は、申請予定者が開発計画概要書に次に掲げる必要な図書を添えて行うものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 開発区域区域図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 現況図
- (5) 造成計画平面図
- (6) 造成計画断面図
- (7) 排水施設計画平面図
- (8) 土地求積図
- (9) 開発区域内の土地の登記事項証明書
- (10) 開発区域及びその周辺の土地の公図の写し
- (11) その他開発許可等に応じて市長が必要と認める図書

3 事前調整の内容に重要な変更が生じた場合は、新たに調整を行うものとする。

#### (開発許可申請書の添付図書)

第3条 規則第2条第9号に規定する図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める図書とする。

- (1) 神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）の対象となる開発行為に該当する場合審査結果通知書の写し
- (2) 神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に定める対象事業に該当する場合 環境影響評価審査書の写し及び環境影響予測評価書の写し
- (3) 擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合 構造計算書  
ただし、次のいずれか（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条の規定が適用される場合にあっては、ウを除く。）に該当する擁壁は、安全性が確認されたものとみなす。
  - ア 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第10条の規定に適合する練積み造擁壁
  - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条の規定に基づき、同令第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁
  - ウ 鉄筋コンクリート造擁壁取扱基準集（最新版 神奈川県八市開発許可研究協議会発行）
  - エ 市長が構造詳細図等により安全が確かめられることのできる擁壁

- (4) 雨水及び汚水が有効に排水できるかどうか計算によらなければ判断できない場合 排水計画書
- (5) 開発区域が軟弱地盤を含むおそれのある場合 地質調査書及び地盤改良計画に関する図書
- (6) 切土、盛土等によって当該区域に災害が生ずるおそれがある場合 災害防止措置に関する図書
- (7) 終末処理施設を設ける場合 当該処理施設に関する図書
- (8) 消防用貯留施設を設ける場合 当該貯留施設に関する図書

(開発区域内権利者の同意)

第4条 法第33条第1項第14号に規定する開発区域内の土地又は工作物の権利者の同意は、権利者全員の同意を得ることを原則とする。

2 財務省所管の普通財産（以下「国有財産」という。）については、国有財産の払下げを行ったことを証するもの又は受理書をもって同意に代えることができる。

(工事の施行状況)

第5条 市長は、規則第23条第2項の規定により工事施行者から指定された工事の工程に達した旨の届出があった場合その他必要がある場合には、検査をするものとする。

(法41条の規定による制限の解除)

第6条 市長は、法第41条第1項の規定により制限が定められた開発区域内の土地が、その後において市街化区域に編入され、又は新たな指定がされた場合は、当該制限を解除するものとする。

2 前項の規定による解除は、開発登録簿の都市計画法第41条の規定による制限の内容欄に解除の日及び解除した旨の記載をもって行うものとする。

3 前項の解除の日は、当該都市計画決定の告示日又は指定日とする。

(一般承継人)

第7条 法第44条に規定する一般承継人は、次に掲げるものとする。

- (1) 合併後存続する法人
- (2) 合併により新たに設置された法人

(証明書交付申請添付図書)

第8条 規則第26条第1項第2号に規定する図書は、開発行為又は建築に関する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）及び別表第1の左欄に掲げる申請者の職業に応じ、同表右欄に掲げる書類とする。

(神奈川県土地利用調整条例への配慮)

第9条 市長は、開発許可を要するものが神奈川県土地利用調整条例に規定する開発行為に該当する場合は、事前調整及び開発行為許可申請書の審査に際して、神奈川県の審査結果通知書の内容について配慮するものとする。

(神奈川県環境影響評価条例への配慮)

第10条 市長は、開発許可を要するものが神奈川県環境影響評価条例に規定する対象事業に該当する場合は、事前調整及び開発行為許可申請書の審査に際して、神奈川県の環境影響予測評価書の内容について配慮するものとする。

(交通処理について管轄警察署との事前協議への配慮)

第11条 市長は、開発許可を要するものが、神奈川県警察本部が適切な交通処理のために事前協議の対象としている事業に該当する場合は、事前調整及び開発行為許可申請書の審査に際して、申請予定者に対し管轄警察署と事前協議するよう周知等の配慮をするものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

# 開発計画概要書

(事前調整用)

※整理番号	- ( )		※明細地図( 年版) 北部・南部 P - -	※相談日 令和 年 月 日	※完結日 令和 年 月 日	
申請予定者 住所 氏名 電話番号						
相談者 住所 氏名 電話番号						
設計者 住所 氏名 電話番号						
開発行為の目的 その他( )	住宅開発 工業地開発	予定建築物の用途				
開発区域に含まれる地域の名称	厚木市					
設計の方針	(道路計画・排水計画・造成計画について記述してください。)					
開発区域の現況	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	防火地域の有無	有(防火地域・準防火地域) 無		
	用途地域	有( )・無	その他の地域地区			
	主接続する道路	道路の名称 厚木市 その他( )	排水処理方法	汚水処理施設 その他( )	公共下水道・敷地内浸透処理 敷地内浸透処理	
土地利用及び公共施設の整備計画	宅地等用地	公共施設用地			その他の用地 (ゴミ集積等)	合計
		道路用地	公園用地	排水施設用地		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	比率	%	%	%	%	%
	水道施設		ガス施設	汚水処理施設	遊水地	防火水利施設
	県営水道 その他( )		都市ガス LPG その他( )	無 合併処理浄化槽 その他( )	有(容量 ) 無	防火水槽 有 防火水槽 無 その他( )
公共施設管理者との事前調整	調整済 調整中 未調整	予定期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
※ 経過						

備考

- ※の欄は、記入しないでください。
- 「市街化区域」は、次に掲げる図書を添付してください。(宅地分譲の場合は、建築物の図書は不要です。)  
開発区域位置図、開発区域図、土地利用計画図、現況図、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設設計図  
土地求積図、土地の登記事項証明書、土地の公図の写し、建築物平面図・立面図、建築物求積図、その他
- 「市街化調整区域」は、個々の具体的な内容により、必要書類が異なりますので、窓口にてご相談ください。
- 添付書類の内、開発計画概要書及び各計画図面については、PDFデータを電子メールでも提出してください。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)による許可の要否を確認するため、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課厚木南駐在所へも、事前相談の提出(直接持参又はe-kanagawa電子申請)をお願いします。

別表第1 (第8条関係)

申請者の職業	添付書類
農業を営む個人	農業を営む者であることの申告書 次のいずれかの書類 1 耕作証明書（農業委員会発行のもの） 2 自らの生産する農産物の生産により、 年 15 万円以上の収入があることを証する書類で次のいずれかのもの (1)課税証明書 (2)農協等への納品書等
農業を営む法人（農地所有適格法人）	農業を営む者であることの申告書(法人) 法人の耕作証明書（農業委員会発行のもの） 法人の登記事項証明書
林業を営む個人	林業を営む者であることの申告書 協同組合等の発行する林業を営む者である旨の証明書等
林業を営む法人（生産法人）	林業を営む者であることの申告書（法人） 協同組合等である旨を証する書類 法人の登記事項証明書
漁業を営む個人	漁業を営む者であることの申告書 協同組合等の発行する林業又は漁業を営む者である旨の 証明書等
漁業を営む法人（生産法人）	漁業を営む者であることの申告書（法人） 協同組合等である旨を証する書類 法人の登記事項証明書

農業を営む者であることの申告書

令和 年 月 日

(あて先)厚木市長

申告者  
住所

氏名

電話番号

都市計画法第29条第1項第2号にいう農業を営む者であることについて次のとおり申告します。

農用地面積	田 a	畠 a	樹園地 a	その他 a	合計 a			
家畜家きん頭羽数	豚頭	乳牛頭	鶏羽	その他				
温室ハウス等の施設面積	温室 m <sup>2</sup>		ビニールハウス m <sup>2</sup>					
現住家屋の面積及び所在地	面積 建築した年 明・大・昭・平・令 年	m <sup>2</sup>	所在地					
建築しようとする理由				建築しようとする土地 の 目				
家族構成及び農業従事者の別	続柄	年齢	氏名	従事者の別	続柄	年齢	氏名	従事者の別
その他参考事項								

## 漁業を営む者であることの申告書

令和 年 月 日

(あて先)厚木市長

申告者  
住所

氏名

電話番号

都市計画法第29条第1項第2号にいう漁業を営む者であることについて次のとおり申告します。

漁業の種類									
漁業規模	漁船漁業	登録番号	船名	トン数	海面養殖漁業	生簀数	台数	棚数	
	定置漁業	名称及び網数			内水面養殖漁業	養殖面積	養殖魚	集荷量	
漁業所得					漁業従事日	日/年			
漁業外職種					漁業外所得	千円			
現住家屋の面積及び所在地		面積 建築した年 明・大・昭・平・令年	m <sup>2</sup>	所在地					
建築しようとする理由						建築しようとする土地の地目			
家族構成及び漁業従事者の別	続柄	年齢	氏名	従事者の別		続柄	年齢	氏名	従事者の別
その他参考事項									

林業を営む者であることの申告書

令和 年 月 日

(あて先) 厚木市長

申告者  
住所

氏名

電話番号

都市計画法第29条第1項第2号にいう林業を営む者であることについて次のとおり申告します。

森林所有面積	針葉樹 ha	広葉樹 ha	竹林 ha	その他 ha	合計 ha
特殊林産物生産	椎茸(種木) 本	なめこ(出荷) 本・箱	えのきだけ・し めじ 本(瓶)	栗(面積) a	観葉樹木(面積) a
	山林種苗 a	その他			
現住家屋の面積及び所在地	面積 m <sup>2</sup>	建築した年 明・大・昭・平・令 年	所在地		
建築しようとする理由				建築しよう とする土地 の地目	
家族構成及び林業 従事者の別	続柄	年齢	氏名	従事者の別	
その他参考事項					

## 農業・林業・漁業を営む者(法人)であることの申告書

令和 年 月 日

(あて先) 厚木市長

申告者  
住所

氏名

電話番号

都市計画法第29条第1項第2号にいう農業・林業・漁業を営む者(法人)であることについて次のとおり申告します。

法 人 の 名 称 及 び 所 在	名称			代表者名
	所在地			電話
法 人 の 設 立 年 月 日 及 び 種 類	年 月 日	種類		
法 人 の 事 業 内 容				
法 人 の 構 成 員	氏 名	住 所	法 人 の 役 職 名	従 事 日 数
				日/年
現 住 家 屋 の 面 積 及 び 所 在 地	面 積 ..... m <sup>2</sup>	建 築 し た 年 明・大・昭・平・令 年	所 在 地	
建 築 し よ う と す る 理 由			建 築 し よ う と す る 土 地 の 地 目	
そ の 他 参 考 事 項				

## 4 開発許可の特例等（都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項）に基づく国機関等との協議に係る取扱基準

厚木市開発許可等取扱規則（以下「規則」という。）第30条の規定により、都市計画法（以下「法」という。）第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第43条第3項に基づく国機関等との協議に係る取扱いの基準を次のとおり定める。

1 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第43条第3項に基づく国機関等との協議に係る取扱いについては、関係法令等に定めるところによるほか、この基準によるものとする。

2 法第34条の2第1項の規定による協議及び法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議について

### （1）協議の申出

ア 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者から開発行為協議申出書、法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者から開発行為変更協議申出書の提出を求めるものとする。

イ 各申出書及び（2）の添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

### （2）添付書類

（1）の開発行為協議申出書には、法第30条第2項及び規則第2条に規定する図書を、開発行為変更協議申出書には当該図書のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものの添付を求めるものとする。

### （3）協議内容

ア 協議は、開発許可の基準（法第33条）及び市街化調整区域内にあっては立地基準（法第34条）にかんがみて行うものとする。

イ 法第34条第14号に該当する開発行為に関しては、厚木市開発審査会（以下「審査会」という。）の議を経るものとする。

### （4）協議の成立

協議内容が適当と認められたときは、申出者に対して開発行為同意書又は開発行為変更同意書を交付するものとする。

3 法第43条第3項の規定による協議について

### （1）協議の申出

ア 協議をしようとする者から、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書の提出を求めるものとする。

イ 申出書及び（2）の添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

### （2）添付書類

（1）の協議申出書には、規則第18条に規定する図書の添付を求めるものとする。

### （3）協議内容

ア 協議は、開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準（都市計画法施行令（以下「政令」という。）第36条）にかんがみて行うものとする。

イ 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築行為に関しては、審査会の議を経るものとする。

(4) 協議の成立

協議内容が適當と認められたときは、申出者に対して建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議同意書を交付するものとする。

4 協議成立後の取扱い

2 又は 3 の協議成立後の各手続においては、必要に応じ、規則の規定を準用するものとする。

5 2 又は 3 の協議に関し、この取扱基準に定めのない事項については、市長が申出者と協議の上、決定するものとする。

## 開発行為協議申出書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の協議を申し出ます。

年 月 日

(あて先) 厚木市長

協議申出者 住 所  
氏 名  
電話番号

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	厚木市
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	
	7 法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 同 意 に 付 し た 条 件		
※ 同 意 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	

備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、農地法その他の法令による許可、認可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。

## 開発行為変更協議申出書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の変更の協議を申し出ます。

年 月 日

(あて先) 厚木市長

協議申出者 住 所  
氏 名  
電話番号

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
	5 法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	
開発行為の同意年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 同 意 に 付 し た 条 件		
※ 同 意 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	

備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。
- 4 「開発行為の変更の概要（その他必要な事項を除く。）」の欄については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。

第 号

## 開 発 行 為 同 意 書

協議申出者 住 所  
氏 名

年 月 日 付けで申出のあった下記の開発行為については、都市計画法第34条の  
2 第1項の規定により、次の（条件及び制限）を付して同意します。

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 2 開発区域の面積

年 月 日

厚木市長

印

（条件及び制限）

第 号

## 開 発 行 為 変 更 同 意 書

協議申出者 住 所  
氏 名

年 月 日 付けで申出のあった下記の開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、次の（条件及び制限）を付して同意します。

1 開発区域に含まれる地域の名称

2 開発区域の面積

年 月 日

厚木市長

印

（条件及び制限）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更  
又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により、(建築物、第一種特定工作物)の(新築、改築、用途の変更、新設)の協議を申し出ます。

年　　月　　日

(あて先) 厚木市長

協議申出者 住　　所  
氏　　名  
電話番号

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他の必要な事項	
※ 受付の年月日及び番号	年　月　日　第　　号
※ 同意に付した条件	
※ 同意年月日及び番号	年　月　日　第　　号

備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

第 号

建築物の新築、改築若しくは用途の変更  
又は第一種特定工作物の新設協議同意書

協議申出者 住 所  
氏 名

年 月 日付けで申出のあった下記の（建築物、第一種特定工作物）の（新築、改築、用途の変更、新設）については、都市計画法第43条第3項の規定により、次の（条件及び制限）を付して同意します。

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在地

2 1 の敷地面積

年 月 日

厚木市長

印

（条件及び制限）

## 5 厚木市開発登録簿閲覧規則

昭和 63 年 3 月 30 日

厚木市規則第 3 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧の場所)

第 2 条 登録簿の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、開発許可主管課内とする。

### (閲覧時間)

第 3 条 登録簿の閲覧時間は、厚木市の休日を定める条例（平成元年厚木市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

### (閲覧等の申請)

第 4 条 登録簿を閲覧し、又はその写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿閲覧等申請書に必要な事項を記入の上市長に申請し、承認を受けなければならない。

### (閲覧上の注意事項)

第 5 条 登録簿を閲覧する者は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出さないこと。
- (2) 登録簿を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 登録簿に加筆し、又は記載事項を消除しないこと。
- (4) 登録簿からの転記等に当たっては、鉛筆以外のものは使用しないこと。
- (5) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 閲覧を終えたときは、直ちに係員に返納すること。

### (閲覧の停止又は禁止)

第 6 条 市長は、登録簿を閲覧する者が前条の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

## 附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成元年規則第 32 号）

この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 4 年規則第 46 号）

この規則は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 13 年規則第 26 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 18 年規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 6 厚木市開発審査会条例

平成 14 年 3 月 25 日

厚木市条例第 1 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 78 条第 8 項の規定に基づき、厚木市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

### (任期)

第 3 条 審査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

### (会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見等の聴取)

第 6 条 審査会は、必要があると認めるときは、会議の議事に關係のある者の出席を求める、その意見又は説明を聴くことができる。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 7 厚木市開発審査会条例施行規則

平成 14 年 3 月 31 日

厚木市規則第 9 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市開発審査会条例（平成 14 年厚木市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、厚木市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第 2 条 会長は、条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、審査会の会議を招集しようとするときは、会議開催の日の 3 日前までに会議の日時、場所及び附議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

### (会議録)

第 3 条 会長は、審査会の会議が終了したときは、会議の経過、出席委員の氏名等を記載した会議録を作成しなければならない。

2 前項の規定による会議録には、会長及び会長があらかじめ指名した委員 1 人が署名しなければならない。

### (会長印)

第 4 条 会長の印は、別表のとおりとする。

### (庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、開発審査会主管課において処理する。

### (委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### 別表（第 4 条関係）

印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	ひな形	保管者
厚木市開発審査会会長印	てん書	方 21	木印	1	開発審査会会長名をもつてする文書	<b>厚木市開 発審査会 会長之印</b>	開発審査会主管課長

## 8 厚木市開発審査会長の専決事項の規程

平成 14 年 4 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、厚木市開発審査会条例施行規則（平成 14 年規則第 9 号）第 6 条の規程により、審査会の会長において専決処分することができるものを定めるものとする。

(専決事項)

第 2 条 会長において専決処分する事ができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 適法になされた審査請求書を受理すること。
- (2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 23 条の規定により、審査請求書の補正を命ずること。
- (3) 法第 29 条の規定により、審査請求書等を送付し、期限を定めて弁明書の提出を求めること。
- (4) 法第 22 条第 5 項及び第 30 条の規定により、弁明書を送付し、期限を定めて反論書の提出を求めるこ。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 27 日から施行する。

## 9 厚木市手数料条例 抜粋

平成 12 年 3 月 21 日 厚木市条例第 3 号  
(最終改正 令和 6 年 4 月 1 日)

### (趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (手数料の徴収)

第 2 条 次の表に掲げる事務のうち次項に掲げる事務について、手数料を徴収する。

事務の名称	徴収する手数料
略	略
租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に関する事務	次項第 28 号から第 31 号までの手数料
略	略
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に関する事務	次項第 35 号から第 41 号までの手数料
略	略

2 手数料を徴収する事務及びその金額は、次のとおりとする。

(1)～(27) 略

(28) 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

- ア 造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール未満 8 万 6,000 円
- イ 造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満 13 万円
- ウ 造成宅地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満 19 万円
- エ 造成宅地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満 26 万円
- オ 造成宅地の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満 39 万円
- カ 造成宅地の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満 51 万円
- キ 造成宅地の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満 66 万円
- ク 造成宅地の面積が 10 ヘクタール以上 87 万円

(29)～(34) 略

(35) 開発行為の許可の申請に対する審査

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

- (ア) 開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満 8,600 円
- (イ) 開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満 2 万 2,000 円
- (ウ) 開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満 4 万 3,000 円
- (エ) 開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満 8 万 6,000 円
- (オ) 開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満 13 万円
- (カ) 開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満 17 万円
- (キ) 開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満 22 万円
- (ク) 開発区域の面積が 10 ヘクタール以上 30 万円

イ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

- (ア)　開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満　1万 3,000 円
- (イ)　開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満　3 万円
- (ウ)　開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満　6 万 5,000 円
- (エ)　開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満　12 万円
- (オ)　開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満　20 万円
- (カ)　開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満　27 万円
- (キ)　開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満　34 万円
- (ク)　開発区域の面積が 10 ヘクタール以上　48 万円

ウ　ア及びイ以外の開発行為の場合

- (ア)　開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満　8 万 6,000 円
- (イ)　開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満　13 万円
- (ウ)　開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満　19 万円
- (エ)　開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満　26 万円
- (オ)　開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満　39 万円
- (カ)　開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満　51 万円
- (キ)　開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満　66 万円
- (ク)　開発区域の面積が 10 ヘクタール以上　87 万円

(36)　開発行為の変更許可の申請に対する審査　変更許可 1 件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が 87 万円を超えるときは、その手数料の金額は、87 万円とする。

ア　開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前号に規定する金額に 10 分の 1 を乗じて得た金額

イ　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで(同法附則第 5 項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する金額

ウ　その他の変更については、1 万円

(37)　市街化調整区域内等における建築物の特例の許可の申請に対する審査

4 万 6,000 円

(38)　予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査　2 万 6,000 円

(39)　開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可の申請に対する審査

- ア　敷地の面積が 0.1 ヘクタール未満　6,900 円
- イ　敷地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満　1 万 8,000 円
- ウ　敷地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満　3 万 9,000 円
- エ　敷地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満　6 万 9,000 円
- オ　敷地の面積が 1 ヘクタール以上　9 万 7,000 円

(40) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のもの 1,700 円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のもの 2,700 円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイ以外のもの  
1 万 7,000 円

(41) 開発登録簿の写しの交付 用紙 1 枚につき 470 円

(42)～(47) 略

3 手数料は、申請又は交付の際に徴収する。

4 既納の手数料は、還付しない。

第 3 条 略

(証明等の取扱制限)

第 4 条 証明及び閲覧は、公に示して支障がないものに限るものとする。

(郵便による送付)

第 5 条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から、第 2 条に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

(手数料の減免)

第 6 条 第 2 条の規定にかかわらず、市長（別に手数料を減免することができる者が法令の規定により定められているときは、その者。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

(1) 法令の規定により無料で取り扱うことができるとされているとき。

(2) 官公署から公務上の必要により申請があったとき。

(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている者から申請があったとき。

(4) 第 2 条第 2 項第 11 号に規定する事務のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳の閲覧について、同法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定による縦覧期間内において、納税義務者から閲覧の申請があったとき。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

## 10 (旧) 厚木市開発審査会包括承認基準

法第34条第10号ロ及び政令第36条第1項第3号ホに係る包括承認基準について

平成14年4月 9日承認  
平成18年3月 31日廃止

### 包括承認基準1

農家の二・三男が分家する場合の住宅等	<p>提案基準3に該当するもののうち、次の各項のいずれにも該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>専用住宅であること。</li><li>敷地面積は、400 平方メートル以下であること。</li><li>延べ面積は、200 平方メートル以下であること。</li></ol>
--------------------	--

### 包括承認基準2

収用対象事業の施行により立ち退く場合において、これに変わるべきものとして建築される建築物	<p>提案基準5に該当するもののうち、次の各項のいずれかに該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>専用住宅は、次のいずれにも該当するものであること。<ol style="list-style-type: none"><li>地上3階以下でかつ最高の高さが10 メートル以下であること。</li><li>複数戸数の場合にあっては、その開発区域面積が1,000 平方メートル未満のものであること。</li></ol></li><li>兼用住宅（建築基準法施行令130条の3に規定されるもの。）、長屋、共同住宅及び地区集会所は、次のいずれにも該当するものであること。<ol style="list-style-type: none"><li>建築物は地上3階以下で、かつ最高の高さが10 メートル以下であること。</li><li>敷地に接する前面道路は、幅員4 メートル以上であること。</li><li>建築物の延べ面積は、500 平方メートル以下であること。</li></ol></li></ol>
--	--

### 包括承認基準3

既存建築物の建替えに係る建築物	<p>提案基準6に該当するもののうち、次に該当するものであること。</p> <p>その用途が、専用住宅又は兼用住宅であり、かつ建替え等の後の建築物の延べ面積は、200 平方メートル以下であること。</p>
-----------------	--

### 包括承認基準4

既存宅地に係る建築物	<p>提案基準13に該当するもののうち、次の各項のいずれかに該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>当該基準の4-(1)に該当するもの。</li><li>専用住宅を建てる目的とした開発行為又は建築行為で、その区域が1,000 平方メートル未満のもの。</li></ol>
------------	--